おもて

浄水器・活水器等設置に関する承諾及び届出書

年　　　月　　　日

（あて先）

福岡市水道事業管理者

給水装置所有者（工事申込者）

住　　所

氏　　名

設置場所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　型 式 名

給水装置への浄水器・活水器等の設置について、下記の条件を承諾のうえ、給水装置工事施行基準に基づき届け出ます。

記

１．浄水器・活水器等を通過した水の水質管理については、給水装置所有者（工事申込者）が責任を負います。

２．福岡市水道給水条例第10条（給水装置の管理及び検査）第1項の規定に基づき、浄水器・活水器等を十分な注意をもって適正な管理を行います。

３．この浄水器・活水器等のすべての使用者に対し、使用前に水質及び管理責任等について十分な説明を行います。また、給水装置所有者（工事申込者）に変更が生じた場合は、同様の説明を行い、責任を持って引継ぎます。

1. 浄水器・活水器等に起因して問題が生じた場合は、福岡市水道給水条例第10条（給水装置の

管理及び検査）第１項の規定に基づき、直ちに水道局に届け、給水装置所有者（工事申込者）の責任で解決します。

うら

**（関係規定）**

**○福岡市水道給水条例**

（給水装置の管理及び検査）

第10条　保管者は，水が汚染し，又は漏水しないよう十分な注意をもって給水装置を管理し，水又は給水装置に異状が発生した場合は，直ちに管理者に届け出なければならない。

2　管理者は，必要があると認める場合は，給水装置を検査し，又は保管者に修繕その他の必要な措置を行うべきことを指示し，若しくは自ら行うことができる。

3　前項の措置に要した費用は，保管者の負担とする。

4　第1項の規定による管理義務を怠ったために生じた損害は，保管者が賠償しなければならない。

5　止水栓又は仕切弁は，正当な理由なく開閉してはならない。

**○給水装置工事施行基準**

第６章　給水装置工事の施行

6.7　給水管の配管および給水用具の設置

6.7.4　給水用具の設置

6）　浄水器および活水器

浄水器および活水器の設置にあたっては，次のことに留意すること。

（1）　配水管からメーター下流側50cmまでの間に設置してはならない。

（2）　浄水器および活水器の設置にあたっては，「浄水器・活水器等設置に関する承諾及び届出書」を提出すること。

なお，浄水器および活水器以外の給水用具で，人工的な処理により付加的な機能を有する水をつくる機能をもったものを設置する場合においても，（1）および（2）に留意すること。